

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月9日	ベツダイ運輸株式会社(法人 番号7320001005918) 代表 者有吉信美	本社営業所	輸送施設の使用停止 (121日車)、文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第9 条第3項、法第15条 第1項第1号、法第15 条第4項、法第23 条、法第25条第2項	令和7年6月17日、死亡事故及び自動車事故報告 書の提出がなかったことを端緒に監査実施。10件 の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数) の事前届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運 送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項 第1号)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第 3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行 業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務 違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)運転者等 台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5 第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規 則第10条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な 指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(8)特定運 転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則 第10条第2項)、(9)自動車事故報告規則に規定す る事故報告提出違反(法第23条)、(10)事業の健全 な発達阻害行為(法第25条第2項、施行規則第14 条第2号)	13	13
	大分県大分市西新地2丁目 97番地の1	大分県大分市西新地2丁目 97番地の2、3					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月12日	壱岐陸運有限会社(法人番号9310002018810) 代表者久原孝雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (186日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の4、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第58条第1項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和6年11月20日、無車検運行及び無保険運行であった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。14件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(3)(4)事業計画(主たる事務所・営業所)の事後届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第7条第1項第1号、第3号)、(5)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(6)(7)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(8)無車検運行(安全規則第3条の3、車両法第58条第1項)、(9)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(10)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(11)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(12)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(13)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(14)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(損害賠償の支払い能力確保義務違反)(施行規則第14条第3号)	19	19
	長崎県壱岐市郷ノ浦町有安触1836	長崎県壱岐市郷ノ浦町有安触1836					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月19日	株式会社山下建築(法人番号8350001015186) 代表者 山下和哉	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和6年12月6日、法令違反の疑いがある旨の情報等を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画(休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画(営業所)の事後届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号～第4号)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	4
	宮崎県串間市大字一氏 2120番地	宮崎県串間市大字一氏 2168番地1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年2月19日	有限会社横山産業(法人番号1350002009516) 代表者 横山英昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 (95日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年2月14日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。15件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(安全規則第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施違反(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(6)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(13)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(15)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	10	10
	宮崎県西都市大字鹿野田 6278番地1	宮崎県西都市大字鹿野田 6278番地1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年2月25日	熊本丸善海陸運輸株式会社(法人番号1330001010501) 代表者吉本貞晴	本社営業所	輸送施設の使用停止(78日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第15条第1項第1号、法第15条第1項第2号	令和7年6月11日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画(特別積合せ運送に係るもの)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)	8	8
	熊本県熊本市北区植木町亀甲2055-1	熊本県熊本市北区植木町亀甲2055-1					
令和8年2月27日	有限会社南隅物産(法人番号9340002027049) 代表者神園茂隆	本社営業所	輸送施設の使用停止(150日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の4、法第60条第1項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和6年11月8日、適正化事業実施機関からの情報を端緒に監査実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1項)、(2)事業計画(配置車両数)の事前届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第6条第1項第1号)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運行指示書に係る(作成)義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(9)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(損害賠償の支払い能力確保義務違反)(施行規則第14条第3号)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	15	15
	鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南1183-1	鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南1183-1					